

国土地理院（本院）オープンカウンター注意事項

R3.6.22 適用

支出負担行為担当官・契約担当官 国土地理院長

1. 見積依頼書・仕様書等の入手方法

(1) 紙面での入手

国土地理院 本館1階 契約情報閲覧室（契約課前）にて、オープンカウンターの公示を行っています。

- ① 掲示板の下にある箱から見積依頼書・仕様書等をお取りください。見積依頼書・仕様書等が無い場合は、契約課カウンターまでお申し出ください。
- ② 参加意思表明書の提出を要する案件の見積依頼書・仕様書等は契約課でお配りしますので、備付けの「見積依頼書配布願」をご記入のうえ、契約課カウンターまでお申し出ください。

(2) 電子データでの入手

- ① 通常の案件は、下記ページの「公示一覧」のリンクからダウンロードしてください。
国土地理院 HP : <https://www.gsi.go.jp/SERVICE/keiyaku/opencounter.html>
- ② 参加意思表明書の提出を要する案件は、下記ページから検索してダウンロードしてください。
調達ポータル : <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UAA01/OAA0101>

(3) 見積依頼書等の内容に対する質問の問い合わせ先は3. に示す提出場所と同じです。

見積書提出期限直前の質問には回答できない場合があります。

(4) 見積依頼書等を入手した者に対して、参考見積書の提出を別途お願いする場合がありますので、その際にご協力をお願いします。

2. 参加資格

見積合わせに参加できる者は、見積合わせのときにおいて次の各号を全て満たす者とします。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国土地理院長から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) その他見積依頼書等で指定する条件がある場合は、当該条件に適合する者であること。

3. 見積書等の提出

(1) 見積書は見積書提出期限までに提出してください。記載例は別紙のとおり。

- ・ 見積書を代表者以外の代理人の名義で提出する場合は、当該代理人への委任状も提出願います。
- ・ 提出した見積書について引換え、変更又は取消しをすることはできません。また、見積金額の錯誤等を理由として、無効の訴えを提起することはできません。

(2) 参加意思表明書の提出を要する案件については、参加意思表明期限までに参加意思表明書を提出してください。様式は見積依頼書に添付されています。様式の添付がない案件については提出の必要はありません。

(3) 案件によっては参加資格等について証明書類の提出を求める場合があります。その場合は指定する期限までに証明書類を提出してください。

(4) 上記(1)～(3)の書類の作成及び提出に要する一切の費用は、参加者の負担とします。

(5) 見積書等の押印を省略する場合は、押印を省略する書類に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を必ず記載すること。

なお、押印を省略した見積書を提出した場合は、見積書提出時又は開札時に確認の連絡をさせて頂く場合があります。

確認が取れない場合は、提出された見積書は無効となりますので、ご注意ください。

※押印の省略については「入札及び契約に係る手続における押印等の見直しについて」
(<https://www.gsi.go.jp/common/000229142.pdf>) を必ず確認してください。

提出場所：〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番 国土地理院総務部契約課契約係
TEL 029-864-4361・4362（ダイヤルイン）

持参の場合：契約課契約係職員に手渡すこと。

郵送の場合：封筒に案件番号、案件名及び「見積書在中」「参加意思表明書在中」等と明記し、提出期限必着とすること。なお、押印を省略する場合は「押印省略」と併せて明記すること。

電子メール又はFAXの場合（見積書等の押印を省略する場合に限る）

：電子メール又はFAX送付状の表題を「【見積書（証明書類、参加意思表明書）提出・押印省略】〇〇〇〇業務」とすること。

【送付先】（下記以外に送付された書類は無効となります）

メール：gsi-24keiyaku-g2=gxb.mlit.go.jp 【=を@にしてください】

※アドレスが変わりましたのでご注意ください。

FAX：029-864-1743

4. 無効となる見積書

次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とします。

- (1) 参加資格を有しない者の提出した見積書
- (2) 見積書の提出期限後に提出された見積書
- (3) 3. (2)、(3)に示す書類を提出期限までに提出しなかった者又は当該書類に不備があった者の提出した見積書
- (4) 委任状の提出されない代理人をして提出した見積書
- (5) 真正性の確認ができない見積書
- (6) 誤字・脱字等により見積の意思表示が不明瞭である見積書
- (7) 主たる言語又は通貨として日本語又は日本国通貨以外が使用された見積書
- (8) 見積金額が訂正された見積書
- (9) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の提出した見積書
- (10) 同一の契約案件について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の提出した見積書
- (11) その他見積に関する条件に違反した見積書

5. 見積合わせ

- ・有効な見積書のうち、予定価格の制限の範囲内で、契約案件の内容に応じ最低又は最高の価格の見積書を提出した者を、契約の相手方として決定します。
- ・有効な見積書が1通も提出されなかった場合、見積合わせは不成立とします。
- ・見積合わせは、見積書の提出期限以後おおむね1～2日中に行います。結果は原則として契約の相手方として決定した者にのみお知らせします。
また、お問い合わせいただければ、その他の参加者にも結果をお知らせします。
- ・決定となるべき見積書を提出した者が2者以上ある場合は、当該者によるくじ引により契約の相手方を決定します。この場合において、くじ引に参加できない者がいるときは、これに代わって契約事務に関係のない国土地理院の職員がくじを引くものとします。
- ・見積合わせの結果、契約の相手方が決定しなかった場合又は見積合わせが不成立となった場合は、参加者に再度の見積書の提出を依頼し、又は再度のオープンカウンターに付することがあります。また、必要に応じて別途選定した者から見積書を徴取して契約の相手方を決定することがあります。

6. その他

- ・既に公示された契約案件について、やむを得ない理由があるときは、公募内容を訂正又は公募を取りやめることがあります。この場合は、直ちに公募内容の訂正又は公募の取りやめの公示を行います。参加者に個別に通知することはできませんのでご了承ください。
- ・契約書等の作成 契約金額が150万円を超える場合：契約書
契約金額が100万円を超え150万円以下の場合：請書
契約金額が100万円以下の場合：省略可
- ・代金は原則として後払い・受注者の指定する金融機関への振込となります。
- ・契約の相手方として決定した者が、正当な理由がなく契約を履行しない等の不正又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。
- ・受注者の責に帰すべき理由により納入又は履行期限内に完納又は完了することができない場合は、損害金の対象となります。損害金の額は、遅延日数に応じ、未納又は未了金額に対し年3%の割合で計算した額とします。
- ・受注者の責に帰すべき理由により契約が解除された場合は違約金の対象となります。違約金の額は、契約金額の10分の1に相当する額とします。
- ・この注意事項及び見積依頼書・仕様書等に定めのない事項については、必要に応じ発注者と受注者が協議して定めるものとします。

【参考】

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

見積書記載例

見積書の様式は参加者所定の様式で結構です。
記載に使用する主たる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(見積依頼日以降、見積書提出期限以前の日付とすること)

国土交通省国土地理院 殿

住所：〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

社名：〇〇〇〇 (株) 社印

代表者名：〇〇〇〇

代表
者印

連絡先：

電話番号

メールアドレス (又は Fax 番号)

(代表者名のないものは無効)

(代表者印を省略する場合は余白に本件責任者及び担当者の
氏名及び連絡先を記入すること)

見 積 書

件名 〇〇〇〇〇〇〇〇 (見積依頼書の件名を記入)

下記のとおり御見積いたします。

御見積金額 〇〇〇,〇〇〇円

(うち消費税及び地方消費税の額 〇〇,〇〇〇円)

(見積金額に消費税を含む場合は、消費税額を明記すること。見積金額の税込み・
税抜きの別は見積依頼書に指定あり)

品名	数量	単価	金額	備考
〇〇〇〇〇	〇	〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
〇〇〇〇〇		〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
〇〇〇〇〇		〇〇〇	〇,〇〇〇	
〇〇〇〇〇		〇〇〇	〇〇,〇〇〇	

(見積金額の内訳を記載すること)

(以下は、代表者印を省略する場合に記載)

※連絡先は確実に連絡がつく電話番号等を複数記載すること。

代表者と担当者が同じ場合や連絡先が複数無い場合は、両方の欄に同じ記載をすること。

本件責任者(会社名・部署名・氏名)：_____

担当者 (会社名・部署名・氏名)：_____

連絡先1：_____

連絡先2：_____